



佛蘭西國廣濟典當所法抄譯

千八百五十年  
報告



名  
A2757  
2

佛蘭西國廣濟典當所法抄譯

廣濟典當所  
即十任  
山ト云フ義ナリ

廣濟典當所總監督ヨリ内務卿へ報告セシ廣濟典當

所ノ統計表千八百五十年巴里斯官版所ニ於テ

此度廣濟典當所ノ事ニ就キ拙者ヨリ閣下ニ對シ

報告スル所ハ專ラ監督上ノ事ニシテ其由来ニ至

リテハ素ヨリ關係セスト虽以抑モ此典當所ハ第

十五世期即チ千八百年代時伊多里國ニ於テ創設セシ後

第十六世期佛蘭西國ノヲルトログラニケル即チ

シシノ三州ニ於テ亦之ヲ閑置セリ而シテ此典當

所ニ於テ古ヨリ特リ窮民ノミナラス一般ノ各種

族ヲ救濟セシ等ノ事ニ至テハ敢テ爰ニ細說セス

如何トナレハ是等ノ事ハ何人ニテモ已ニ明解ス

ルヲ以テナリ若シ其施行スル所ノ事務上ニ就テ

大正十一年四月  
大隈侯爵郵寄贈

些少ノ疑点アルニ於テハ是ヲ一閱シテ了解ス可  
シ

廣濟典當所設立地ノ事

佛蘭西國ニ於テ設置スル所ノ廣濟典當所ハ四十五ヶ  
所アリテ二十六縣ニ設置セル者ハ即テ「ヌヌ子」「ボシテ  
ロシ」「ゴットドール」「ツアス」「左ニステール」「ガルト」「ホートガ  
ロス」「キロンデ」「エロ」「イゼル」「ロワール」「エーゼル」「エルメ  
ンエル」「ワトル」「マルヌ」「メルト」「ラセル」「ルト」「パッテガレ」「  
バレン」「ロース」「サラエル」「ワール」「セエース」「セエース」「エール  
ール」「セス」「ヌエー」「ライツワール」「オキリイッ」「ホービエ  
ーヌ」是ナリ

此典當所ハ渾テ各地方ノ首府ニ在リ二十一箇所ハ縣  
十七ヶ所ハ郡セテ所ハ大區ナリ

元金之事

四十五ヶ所ノ典當所ニ於テ現時運用スル所ノ金高三千五百十万三千  
六百四十八フランク三十八ガシム<sup>九我七百〇二</sup>万七<sup>百</sup>ニシ  
テ事務ノ為メ費用スル高ハ凡テ三千八百六十四万四千〇九十二  
フランク二十七ガシム<sup>凡我七百七十四</sup>万<sup>三</sup>厘<sup>八</sup>千八百ナリ差引  
百五十四万〇四百四十三フランク<sup>九我七十</sup>万<sup>〇</sup>八<sup>千</sup>〇八  
ノ不足ヲ生ス右ノ金額ハ左ノ元金ヲ以テ集合セシモノナリ

廣濟典當所元金

一 二百八十五万九千三百三十五フランク三十四ガ  
シ<sup>九我七百七十四</sup>万<sup>〇</sup>八<sup>千</sup>〇八<sup>厘</sup>

救恤所ノ預リ元金

一 四百四十六万〇六百二十四フランク九十九ガシ  
ム<sup>九我八百九十九</sup>万<sup>〇</sup>八<sup>千</sup>〇八<sup>厘</sup>

人民ヨリ借入元金

一二千二百六十四万三千五百五十六フランク八百  
ニテイム<sup>九</sup>百<sup>七</sup>四<sup>十</sup>一<sup>百</sup>五<sup>十</sup>二<sup>万</sup>八<sup>千</sup>六<sup>百</sup>六<sup>十</sup>二<sup>圓</sup>

諸身元金

一 四百十二万。五百五十四フランク四十七フラン  
ク<sup>九</sup>百<sup>七</sup>十<sup>九</sup>万<sup>四</sup>千<sup>四</sup>百<sup>圓</sup>

孤兒身元金及撫主金

一 百〇七万五千九百八十八フランク五十フラン  
ク<sup>九</sup>百<sup>七</sup>十<sup>七</sup>千<sup>七</sup>百<sup>七</sup>十<sup>圓</sup>

右五種合計三千五百十萬三千六百四十八フランク三十  
八フランク<sup>九</sup>百<sup>七</sup>十<sup>七</sup>千<sup>七</sup>百<sup>七</sup>十<sup>圓</sup>

利子拂渡ノ事

廣濟典當所ニ於テ借用セシ諸貸主ハ三分ヨリ五分マ

テノ利子ヲ拂渡ス即チ身元金主ハ三分トシ其他ノ貸  
主ハ四分乃至四分半或ハ五分トス前項調査表人民ヨ  
リノ借用元金中貯金預リ所ヨリ借入タル金額ノ利子  
モ亦之ニ加フ但シ此典當所或ハ五ヶ所ハ貯金預リ所  
ト連絡シテ設立セシモノナリ

益金取扱ノ事

廣濟典當所ノ或ハ五ヶ所ニ於テハ無利子ニテ貸付シ  
利益ヲ収ムル<sup>一</sup>ナシ<sup>一</sup>アンゼルス<sup>地</sup>ノ典當所ニ於テハ  
五フランク<sup>九</sup>百<sup>七</sup>十<sup>圓</sup>迄ハ無利子ニテ貸付シ以上ハ一分利  
子ヲ収ム<sup>一</sup>或ハ二十四ヶ所ニ於テハ利益ヲ元金ニ加ヘ  
或ハ十三ヶ所ハ益金ヲ救恤所へ配賦シ或ハ三ヶ所  
ハ益金ヲ救恤所ト平分スルモノナリ

歳入科目ノ事

千九百四十七年ノ分

第一借主ヨリ収入スル利息 二百八十五万二千九百二十九  
十カニフランクニ千九百九十九カニチイム 九百八十五万七千八百  
十五錢

第二政府金庫ノ預ケ金ノ利子 十萬四千八百八十フラン  
ク九十六カニチイム 九百六十四万九千九百三

第三不動産ヨリ生スル利益 二萬八千八百。九フラン  
ク二十六カニチイム 九百八十五千七百六

第四政府ノ年賦拂金 四千三百九十五フランク九十二  
カニチイム 九百八十八千七百九

第五人民ノ年賦拂金 三百五十二フランク 九百七十七  
第六市街ノ義助金 四千五百フランク 九百九

第七寄附金及ビ遺托金 二千五百五十五フランク二十  
カニチイム 九百四十四

第八徵募金 五千五百五十三フランク六十五カニチイム  
凡我千八百三

第九無主金 一万九千八百十フランク九十三カニチイ  
凡我千九百六

第十臨時収入金 二千五百四十六フランク九十三カニ  
チイム 九百九

第十一印紙税 以テサシテ當所ノ州會計ニ於テハ此税ヲ二千六百七  
十六フランク六十三カニチイム 凡我五百三十六

第十二貯金預リ所ノ利益 一万二千。三十六フランク九  
十カニチイム 九百三十四

第十四仲媒人ノ返濟金 四百五十フランク 九百九  
第十四各市街ノ貸附金ノ利子 六千。九十七フランク五

十カニチイム 九百五十一

第十五 rome ールフリゼールノ返濟金五十一万フランク

三 サンチイム 凡 我 六十 厘 二

第十六 絹糸ヨリ生スル利益千六百十三フランク二十

チイム 凡 我 三百 二十 錢 十

右合計三百。五万千二百二十九フランク二十九サンチ

イム 凡 我 四十 五 千 五 百 二

各廣濟典當所ノ歳入ヲ調査スルニ其高ノ最モ多キ者

ハ巴里斯ニ在リ即チ百八十万千。九十四フランク

三十八万<sup>凡</sup>八十<sup>錢</sup>ニシテ殆ト合計高五分ノ三ニ當レリ

此外五ヶ所ハ十万フランク以上<sup>凡</sup>我ニハヶ所ハ三万フ

ランク<sup>凡</sup>我六十四ヶ所ハ一万フランク以下<sup>凡</sup>我二十

リ而シテ此典當所ノ内五ヶ所ノ會計検査ハ内務省四

ヶ所ハ各縣令十三ヶ所検査院三十二ヶ所ハ各縣ノ

議會之ヲ管理スルトセリ而シテ右収入高ノ基本ト

ナルモノハ渾テ典者ヨリ拂フ利子ニシテ其高二百八

十五万二千九百二十九フランク二十九<sup>凡</sup>我<sup>凡</sup>我

五十七万。五百八十五<sup>凡</sup>我<sup>凡</sup>我<sup>凡</sup>我

五分ニ當レリ

典當所所在ノ市街ヨリ義助金ヲ出スハ甚々稀ニシテ

僅ニ四ヶ所ニ過キス又或ルニヶ所ノ典當所ニ於テハ

却テ又該市街へ有利子ノ貸附ケヲナスアリ

絹糸ヨリ生スル利益ハ全ク<sup>凡</sup>我<sup>凡</sup>我<sup>凡</sup>我

ハ廣濟典當所ト異ナリ全ク絹糸高法上ニ於テ其偽物

鑑定ノ為メニ設立セシモノニシテ是ヨリ生スル収入

ヲ以テ典當所ノ會計ニ加フ

歳出科目ノ事

千八百四十七年ノ分

歳

千八百四十七年中四十... 廣濟典當所歳出ノ総  
 萬二千七百七十三万五千五百六十六フランク九十二サント  
 万九千九百三十四千九百九十二シテ歳入ノ総高三百。五  
 万二千二百二十九フランク二十九サント九百九十九フランク  
 五十九サントナリ差引キ三十九万五千五百六十二フランク  
 七十七サントナリテイハ九百九十九サントハ三厘ノ  
 リト虽此典當所ノ内或ル四ヶ所ハ歳出ノ高却テ歳  
 入ノ高ニ超過スルアリ

渾テ廣濟典當所ノ歳出ヲ分カツテ二十四種トス即チ  
 左ノ如シ

- 第一借用金ノ利子百十六万七千七百五十一フランク七  
 十四サントイハ九百九十九サントナリ
- 第二支貨ノ給金八十三万七千三百九十九フランク十

五サントイハ九百九十九サントナリ

第三傭人ノ給金二万三千九百四十一フランク六十九

サントイハ九百九十九サントナリ

第四役局及ヒ刊行費八万九千五百二十七フランク八

十七サントイハ九百九十九サントナリ

第五家賃七万五千四百四十八フランク七十九サントイ  
 ハ九百九十九サントナリ

第六租稅七百九十八フランク二十一サントイハ九百九  
 十九サントナリ

第七管絃費三万三千五百五十九フランク三十二サントイ  
 ハ九百九十九サントナリ

第八諸器品調度費一万五千五百三十六フランク三十  
 七サントイハ九百九十九サントナリ

第九 薪炭費二万四千八百八十九トランク八十八トランク

チイム 九 職 四 千 七 百 六 十 七 厘 十

第十 燈油費八千三百八十五トランク五十二サンチイ

ム 九 職 千 六 百 七 十 厘

第十一 褒賞及々臨時償金七万。二百トランク六トランク二十

サンチイム 九 職 一 万 二 千 四 百 四 十 厘

第十二 救救所、配賦、益金二十七万四千二百四十九トランク

ランク 九 十一 州 千 九 百 四 十 八 厘 四

第十三 臨時費一万四千四百二十三トランク九十七トランク

チイム 九 職 七 千 九 百 四 十 厘

第十四 火災請合三万三千四百三十九トランク八トランク

イム 七 職 八 千 一 百 六 十 八 厘 十

第十五 物品取押、手数料三万七千八百四十三トランク

十四 サンチイム 九 職 八 千 七 百 五 十 五 厘 十

第十六 諸品賣捌手数料二千。六十九トランク三十五

サンチイム 九 職 八 千 七 百 十 三 厘

第十七 安息金三千二百三十トランク九トランク六トランク

サンチイム 九 職 四 千 六 百 四 十 厘

第十八 管守者給料二千三百六十九トランク七十トランク

イム 三 職 四 百 七 十 厘 十

第十九 諸器品毀損償金八百七十トランク九トランク四トランク

八 サンチイム 九 職 六 千 九 百 六 十 厘 十

第二十 訴訟手数料六百トランク九トランク十トランク

第二 諸運搬費三千七百二十八トランク九トランク七トランク十トランク

第二十一 寺院永年、寄附金九十四トランク九トランク十トランク

第二 四安息積金取扱人給行四千八百五十九トランク十



カレンチイム 九我八十三七錢十

石合計二百七十三万五千六百六十六フランク五十二州  
ンチイム 百我五十四万六千四厘

右歳出ノ種類中高ノ最モ多キモノハ借用金ノ利子ナ  
リ即チ百十六万七千七百五十一フランク七十四サシチ  
イム 九我三十三万八千三百ニシテ前表ニ掲クル借用  
金ノ元高ハ三千五百五十万フランク 九我六万四千ナリ故ル  
此利子ヲ平均セハ恰モ元金高ノ三分七厘五毛ニ當レ  
リ即チ前ニ記ス如ク三分半四分乃至四分半五分迄ノ  
間ヲ平均スルモノナリ

吏員及ヒ雇人ノ給金ハ合セテ八十六万五千三百四十ガ  
ランク八十四サシチイム 百九我十九万二千ニナリ之ヲ  
皮相スルハ其高太タ巨額ナルニ似タレ 此之ヲ以テ六

百四十八人ニ配賦セハ更ニ多キニ非ラス而テ是ノ如  
キ事務ヲ取扱フニハ種々ノ手数繁多ナルニ由リ隨テ

多数ノ吏員ヲ要セサルヲ得サルナリ  
租税ハ七百九十八フランク二十一サシチイム 九我九百

八百四十四年一月十九日ノ國法ニ廣濟典當所ノ地稅  
及ヒ窓稅門戶稅トモ渾テ蠲除スルノ定メアルヲ以テ

ナリ此ニ由テ賭ル時ハ談典當所内ニ住スル吏員ノ拂  
フヘキ稅ヲ典當所ニテ拂フ者ト認ムルナリ

火災請合金ハ三万三千四百三十九フランク八サシチ  
イム 九我八千七百六十二ナリ之ヲ調査スルニ各典當所

内火災請金ヲ依託スルハ三十ヶ所ニシテ他ノ十五  
ヶ所ニ於テハ未タ此ノ如キ使理ノ方法ヲ用フルニ至

ルニ至

ラス且、無利子ニテ貸付スル所ハ一ヶ所モ此請合ヲ  
依托スルヲナシ奈スルニ典當所ノ如キハ最モ火災請  
合ヲ為スヲ良方ナリトス

諸器品毀損償金ハ八百七十ヲラシク九我百七ナリ之ハ  
日用物品ノ毀損ヲ償ヒシ高ニテ僅カニケ所ニ限レリ  
故ニ金高モ亦隨カツテ少額ナリ

寺院ノ永年寄附金ハ九十四ヲラシク九我百七ナリ之  
ハ或ルニケ所ノ典當所ニ於テ往古ヨリ宗法教訓上ノ  
義務ヲ負擔セシニ由リ永年寄附スルモノナリ

安息積金取扱人ノ給料ハ四千八百五十九ヲラシク十  
五五我百七ナリニ對シテハ該典當所ノ事務ニ関  
係ナキ者ヨリ安息金貯蓄ノ事ヲ擔理スレヲ以テナリ  
右ノ歳出表ニ由リテ觀レハ人民ヨリハ必スハ分ノ利

子ヲ得ルニ非レハ得失適合セサルヲ判然了解スヘキ  
ナリ

典物箇教ノ事

千八百四十七年中ニ於テ典物ノ數ハ三百四十万〇七  
百八十七品ニシテ其價金ハ即チ四千八百九十二万二  
千二百五十一ヲラシク二十九我百七ナリガシテイムハ九破九我百七ナリ計  
十品ニテ其價金ハ三千七百十万五千九百六十三ヲラ  
シク五五我百七ナリガシテイムハ九破九我百七ナリ計十二万新ナリ又利子拂  
ノミニテ延期典物ノ數ハ六十六万〇四百十七品ニシ  
テ其價金千八百八十八万六千二百八十八ヲラシク十五  
サシテイムハ九破九我百七ナリ計四十六万三千ナリ  
ハ右物及價金合計高ノ中分ハ一居レリ

付金利子ノ事

各典當所ノ利子各高クアリテ凡ソ十ニ種ニ分テリ即チ尤ノ如シ

無利子

四ヶ所

五フランク迄無利子以上五分ノ利子

一ヶ所

四分

二ヶ所

四分ニ厘五毛

一ヶ所

五分

四ヶ所

六分ニフランク迄ハ六分以上一割ニ分

一ヶ所

七分

一ヶ所

八分

三ヶ所

九分

四ヶ所

九分五厘

二ヶ所

一割  
一割一分  
一割二分  
一割五分

三ヶ所  
一ヶ所  
十一ヶ所  
二ヶ所

右ノ利子平向キハ各所ノ事  
典物品區別ノ事

各典當所ニ預リシ物品ヲ價金ノ多少ニヨリ區分スル

一ヶ所ノ如シ

一フランクヨリ五フランク迄ノ品數 百六十六万八千四百九十五箇

六フランクヨリ十フランク迄ノ品數 八十二万六千九百六十一箇

十フランクヨリ二十フランク迄ノ品數 三十八万五千八百六十二箇

廿フランクヨリ三十フランク迄ノ品數 十七万。六百二十七箇

卅フランクヨリ四十フランク迄ノ品數 九万三千百八十八箇

四十五フランク迄ノ品數 七万。五百。二箇

五「フランシ」五十「フランシ」迄ノ品数 十二万四千四百三十二箇  
 百「フランシ」百「フランシ」迄ノ品数 三万三千九百九十箇  
 二「百」フランシヨリ二百「フランシ」迄ノ品数 二万五千五百九十六箇  
 五「百」フランシヨリ五百「フランシ」迄ノ品数 二千五百五十二箇  
 千「フランシ」ヨリ千「フランシ」迄ノ品数 七百四十八箇  
 千「フランシ」以上五千「フランシ」迄ノ品数 二十箇  
 右品数合計三百四十万。七百八十七箇  
 右ノ計表ニ因テ觀ルハ典物品数ノ一半ハ一「フランシ」ヨリ五「フランシ」迄ニ止リ十「フランシ」迄ハ其三分ノ二千「フランシ」以上ハ七百八十四箇ニシテ五千「フランシ」以上ハ其品数僅カニ三十三箇ナリ而シテ此内ノ三十箇ハ巴里斯ニアリ

典物平均ノ事

渾テ典物ノ價金ヲ平均セハ品物一箇ニ就テ十六「フランシ」ハ十「フランシ」イハレテ三「フランシ」ニ當レリ  
 又典物ノ種類ヲ分テハ即チ左ノ如シ  
 商人及ヒ製造人ヨリノ典物 十五万二千七百六十六箇  
 元金主及ヒ不動産所有主ヨリノ典物 四万九千九百三十六箇  
 藝術家ヨリノ典物 四万。二百四十八箇  
 官吏ヨリノ典物 二万三千百三十四箇  
 陸軍ヨリノ典物 七千百五十一箇  
 諸職工及ヒ傭人 九万九千九百九十三箇  
 典物價金定限ノ事  
 各典物所ニ於テ預ル品物價金低度ノ定限ヲ示スルノ如シ  
 五「フランシ」以上 一ヶ所

|   |       |    |      |
|---|-------|----|------|
| 一 | フランクス | 以上 | 十ヶ所  |
| 一 | フランクス | 以上 | 一ヶ所  |
| 二 | フランクス | 以上 | 十五ヶ所 |
| 三 | フランクス | 以上 | 十一ヶ所 |
| 六 | フランクス | 以上 | 一ヶ所  |

右、低度ヲ立ルハ貧民ノ為メニ太々緊要ナルヲナリ  
 如何トナレハ五十ガシテ以下ヲ以テ低度トセム  
 之ヲ輕視シテ徒ラニ物品ヲ典却スルニ因テナリ然リ  
 ト虽氏五ガラシク以上ヲ低度トセハ些少ノ物品ヲ所  
 持セシ者ハ金額ヲ借用スルヲ能ハス是亦却テ仁惠ニ  
 スルナキヲ得ンヤ

典物期限ノ事

各典當所ニ於テ以メタル物品預リ期限ヲ平均セハセ

ケ月半ニ當レリ故ニ其貸附元金ハ一ケ年ニテ兩回運  
 用スルノ理ナリ而シテ又所ニ由リテ右ノ如クナラザ  
 ルナリ即チ製造所ノ多キ地或ハ旅客通行ノ繁キ地等  
 ニ於テハ此期限最モ短キモノナリ其地ハ即チ左ノ如

|        |     |
|--------|-----|
| ツル     | 一ヶ月 |
| ベルグ    | 二ヶ月 |
| リル     | 三ヶ月 |
| カレイ    | 三ヶ月 |
| セントメール | 三月半 |
| ワレンシエシ | 四ヶ月 |
| バーネフ   | 四ヶ月 |
| 典物所ノ事  |     |

凡ソ質請ノ数ハ各ノ数ト同シキニシテ各典當所  
於ラ期限ノ如ク質請セシ品数二百五十七万八千。  
六十九萬又利子ノミヲ拂ヒ延期セシ後テ請ケシ品数  
六十六万。四百八十六個合セテ品数三百二十三万八  
千四百八十六個ナリ

典物賣拂ノ事

各典當所ニ於テ預リシ物品若シ其典者之ヲ購ノル無  
クシテ一年ヲ過キ或ハ延期ノ手續ヲセサルハ官  
府ノ斡旋ヲ以テ是ヲ競賣セリ千八百四十七年ニ於テ  
典物ヲ競賣セシ金高ハ二百九十六万五千四百九十九  
フランク七十五ガシテイハ九十九萬五千九百九十  
之ニ由テ觀ルルハ質入ノ品数ト質請ノ品数トヲ比較  
僅ニ五分ノ差違アリ因テ案スルニ典當所ヲ設立

セシ目的 實際行ハルハ必然ニシテ素ヨリ疑ヲ容  
レス如何トナレハ典者ハ其品物ヲ請戻ス真意厚ク容  
易ニ満波スルナキヲ以テナリ凡ソ二十名ノ典者ニテ  
其抵当品物ヲ満波スルハ僅ニ一名ノ割合ニ當レリ凡  
ノ金銀ノ物品ハ其價直五分ノ四其他ノ物品ハ價直三  
分ノ二連ヲ貸附スルモノトセリ  
競賣ノ手数料ハ渾テ買主ヨリ出スモノニテ其金額ノ  
各所ニ於テ高低アリ是決シテ公理ト言フヘカラス故  
ニ此手数料ヲ平均シテ一定ナラシムルヲ最モ切要トス  
今茲ニ各所手数料ノ差違ヲ示ス左ノ如シ

|         |    |
|---------|----|
| マルセーブル  | 一分 |
| サンカンテール | 二分 |
| テ...    | 五分 |

|                        |      |
|------------------------|------|
| 「ス<br>リス<br>バ<br>ク     | 五分   |
| 「ア<br>ラ<br>メ<br>ス      | 四分   |
| 「コ<br>ロ<br>ン<br>レ      | 五分   |
| 「フ<br>ロ<br>ー<br>ス      | 六分   |
| 「ベ<br>ル<br>ギ<br>ス      | 七分   |
| 「ル<br>ニ<br>ビ<br>ル      | 八分   |
| 「ア<br>ジ<br>ゼ<br>ー<br>ス | 一分二分 |

典物遊購ノ事

典物請戻シノ為メ千八百三十七年巴里斯府廣濟典當  
所ニ於テゲトスダコントノ法ヲ設ケリ之ハ典者ヨリ其  
借用金高ハ漸次ニ内金巴里斯於テハ内金ノ額一ガテ  
シク以上ナリヲハレ積テ元高ニ滿ルノ後其品物ヲ典  
者ニ返却スルノ法ニシテ巴里斯ノ人民ハ之ヲ為メ

大ニ其便利ヲ得タリ千八百四十七年中此法ニ由リテ  
請戻シタル品數八千三百三十七箇ニシテ此價金十六  
万千八百〇一ガランクハ或ハ三萬二千ナリ各縣一般  
未タ此法ヲ施行スルニ至ラス僅ニ或ルニケ所ニ於テ  
之ヲ設ケシノミナリ

無主金ノ事

各典當所ニ於テ抵當預リ物品既ニ期限ヲ過キ競賣シ  
テ其價直貸付元高ヨリ超過セシ餘金ヲ名ケテホリニ  
ト云フ此ホリニ金ハ素ヨリ典者ノ所有物ト虽氏三周  
年ヲ以テ期滿得免トス此期限ヲ過ルキハ請求ノ權ヲ  
失ヒ其金額ハ渾テ官金ニ入ルモノトセリ千八百四十  
七年ノ期滿得免ノ事ニ關シテ金二十二万四千七百四十  
二ガランクハ或ハ四萬七千九百六十八ガランクハ巴

斯ニ於ケル... 二十四...

利益金ノ事

各典當所ニ於テ千八百四十七年中ノ利益金ハ三十二... 万。七百四十九... 七方四千二百四十五...

仲媒人ノ事

各典當所ニ於テハ質入ヲ要スル者ノ其時機ヲ失ハシ...

仲媒人ヲ置ケル仲媒人ノ職務ハ典者ノ物品ヲ假リニ...

抵当ニ取り之ニ金額ヲ貸手シ然ル後其典物品ヲ二十...

給料ヲ與ヘズ唯其斡旋セシ貸附金高ノ二分或ハ三分...

大府府ニ於テハ此仲媒人ハ全ク典當所ヨリ委任ヲ受...

仲媒人直チニ典當所ニ出張シ或ハ人民ノ居所ニ至リ...

料ノ割合ハ典當所ノ主務官ニ於ケル...



知セサル一多シハ典當ヨリ十五二十或四十口  
多一フル一キロメ一フルハ凡ソ我九町十間ハ距離ノ  
地ニ仲媒人ノ局ヲ設置シテ貸附ヲ斡旋セシムルハ其宜  
ヲ得ス所在ノ地方ノ官吏ト虽モ十分監督スル能ハサ  
ルハ當然タリ

此仲媒人ハ法律上ニ於テ設ケシモノニ非不全ク慣習  
ノ事ニ練熟セルニ由リ却テ貧民ノ爲メニハ其害多シ  
ト云フベシ而シテ仲媒人ノ収ムル手数料ノ高ヲ細查  
シテ明瞭ニ認知スルヲ得スト虽モ其現狀ニ就テ之ヲ  
見レハ格外ノ高ニ及フモノト思考セリ乃チ巴里斯典  
當所前長官「テラロシ」<sup>ト</sup>「ウー」<sup>ト</sup>ニ氏及ビ現時ノ長官  
「ブレー」<sup>ト</sup>「グ氏」ヨリ仲媒人ノ弊害ヲ明白ニ具陳セシ  
テ又「ヤレ」<sup>ト</sup>「テリ」<sup>ト</sup>「コルト」<sup>ト</sup>「モル」<sup>ト</sup>「デ」<sup>ト</sup>「モ」<sup>ト</sup>「フル」<sup>ト</sup>「チ」<sup>ト</sup>「シ」<sup>ト</sup>「氏

ハ千八百四十七年中當時ノ論說書ヲ証引トシテ同シ  
ク此意見ヲ論述セリ因テ之ヲ思考スレハ該仲媒人ヲ  
廢シテ典當所ノ支局ヲ設立スルノ便ナルニ如ク既  
ニ巴里斯ハ數年前ヨリ之ヲ設立シ白耳義國ハ千八百  
四十五年ニ仲媒人ヲ廢シ亦和蘭國ニ於テモ專ラ右ノ  
所置ヲ舉行セント欲セリ

吏負ノ事

各典當所ニ於テ撰用スル所ノ吏負千百十九名アリ其  
職務ヲ分テハ取締三百九名〔是ハ無給トス〕長官三十五  
名出納三十一名倉庫管守者二十五名監督八名評價人  
六十名〔是ハ手数料ヲ以テ給料トス〕鑑定人二十七名書  
三十二名日傭二百七名仲媒人百二名〔是亦手数料ヲ  
以テ給料トス〕合 千五百九名ナリ此内無給ノ四百七

十一名ヲ除ケル所ナリ給料ヲ受クル者ハ全ク六  
 百四十八名ナリ而シテ其給料ハ八十六万四千三百四  
 十フランクハ十四ガシナイハ凡テ九十七万二千八百二  
 シテ之ヲ六百四十八名ニ平均セハ每一員千三百二十  
 九フランク三十八ガシナイハ凡テ八百七十六員二当リ  
 實ニ少額ト云ヘシ現ニ佛蘭西國ニ於テ官給ノ薄キ一  
 典當所ニ過クルモノナレ而テ其吏負タルヤ品行正直  
 ノ者ニ非レハ之ヲ採用セズ又其事務ニ於ケルモ他ノ  
 官署ヨリ煩忙ト云フヘシ故ニ典當所吏負ノ給料ヲ改  
 革セサルヘカラスト思考セリ又吏負給料外臨時緊要  
 ノ為メニスル費額ハ甚ク些ナリ即テ十六ヶ所ノ典  
 當所 於テ拂ケレ高ハ七万。二百。六ガテシク二十  
 ガシナイハ凡テ一萬四千ニシテ巴里斯一ヶ所ノ高

ハ六万フランクニシテ一萬ナリ其他十五ヶ所ノ高ハ  
 漸ク一萬。二百。六ガテシク二十三ガシナイハ凡  
 テ二十四員四厘ニシテ之ヲ十五ヶ所ニ平均スレハ  
 每一ヶ所僅カニ二百七十フランクニ當レリ右  
 等ノ節便ハ歳出上ニ於テ有ル可ラサルモノト思考



